

淡路県民局長等からの要望

兵庫県淡路県民局長、洲本市長、南あわじ市長、淡路市長から「淡路島内における神戸淡路鳴門自動車道の利用のお願い」と題する要望を受けました。

「本州と四国を往来する大型車が神戸淡路鳴門自動車道の淡路島内全線を利用せず国道 28 号や県道 31 号の通行が見受けられます。当該大型車は、徳島や香川ナンバーが約 8 割を占めていますが、神戸ナンバーも約 1 割見受けられますので、淡路島内の交通事故を未然に防止し、淡路島民等の安全・安心を確保するため神戸淡路鳴門自動車道を利用して欲しい。」旨の要望です。

淡路島西側の海岸線沿いの兵庫県道 31 号線 (県道福良江井岩屋線) を利用されている 大型車の皆さんへ

兵庫県道 31 号の通行は特に危険です！！

○本四高速道路（神戸淡路鳴門自動車道）を利用せず、兵庫県道 31 号を通行する大型車が未だに見受けられます。

○この県道は、人家連坦部もあり生活道路としての利用が多いことから、大型車の通行により、淡路島民の交通・生活環境に悪影響を及ぼしています。

○また、近年、国道 28 号や兵庫県道 31 号が淡路島の外周を 1 周する全国でも代表的なサイクリングコース「アワイチ」となっていること、沿線観光開発が活発化していることから、サイクリストや観光客との重大な交通事故の発生も懸念されます。



ご協力をお願いします！！

○淡路島を通過する大型車は、本四高速道路をご利用ください。

○業務の都合上、やむを得ず兵庫県道 31 号を利用する場合は、制限速度を厳守する等、交通安全を心がけてください。

兵庫県淡路県民局、洲本市、南あわじ市、淡路市